

令和8年 宜野湾市教育委員会第4回(臨時会)会議録

教育長 伊波保勝

教育委員 親川利恵

開催日時：令和8年3月9日(月) 午後2:00 閉会 午後2:47

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席者：伊波保勝教育長、大川実教育長職務代理者、
玉城健蔵委員、下地美幸委員、親川利恵委員

出席職員

【教育部】教育部長 多和田眞満、教育部次長 真鳥かおり

(教育総務課) 教育総務係担当主査 大島優子、教育総務係主任主事 宇良千明

【指導部】指導部長 新川健次、指導部次長 津島美智子

議事日程

議案第8号 第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定について

○伊波保勝 教育長 ただいまから令和8年第4回宜野湾市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は4名で、定足数を達しております。

本委員会で審議します案件は、議案が1件となっております。

本日の会議録署名委員は、親川教育委員を指名したいと思います。よろしくお願いたします。

○親川利恵 委員 はい。

(議案第8号)

○伊波保勝 教育長 それでは、日程1「議案第8号 第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定について」を議題といたします。

本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。

教育部長。

○多和田真満 教育部長 皆さん、こんにちは。

それでは、水色の議案書、1枚めくりまして1ページ、1ページより1が抜けていますので、申し訳ないですが、議案書、下のほうに数字の1を入れていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、議案第8号 第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定について。

第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定について、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和8年3月9日提出、宜野湾市教育委員会教育長、伊波保勝。

提案理由でございます。

宜野湾市教育振興基本計画策定委員会において、教育振興のための施策に関する基本的な計画案を策定したため、教育委員会の議決を求める必要があるためでございます。

本計画は、本市の最上位計画である宜野湾市第五次総合計画の部門別計画として位置づけられており、総合計画が掲げる将来像の実現を教育の側面から牽引するものでございます。策定に当たっては、学識経験者や社会教育団体代表等で構成される宜野湾市教育振興基本計画策定委員会と教育委員会内係長級で構成される宜野湾市教育振興基本計画策定部会においてそれぞれ3回にわたる審議を重ねるとともに、市民の皆様へパブリックコメントを実施し、9件のご意見をいただきました。これらの意見も反映し、最終案として取りまとめたものでございます。

パブリックコメントの内容、回答に関しては、桃色表紙の議案資料4ページから7ページにて掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、計画の内容について、お配りしております別冊の第三次宜野湾市教育振興基本計画(案)で説明させていただきます。

まず、全体の構成について説明いたします。

表紙2枚めくりまして、目次をご覧くださいと思います。

第1章から第5章で構成されており、第1章では計画策定の趣旨と計画の概要、第2章では宜野湾市の教育を取り巻く現状と課題、第3章では計画の基本的な考え方、第4章では具体的な施策の展開、第5章では計画の推進に向けてを示しております。

1ページ、第1章をご覧ください。

1、計画策定の趣旨でございます。

地方公共団体は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、地域の実情に応じて教育振興基本計画を定めることとなっております。本市教育委員会では、学びとつながりを視点に、大人も子供も共に学び、自ら未来を切り開いてくことができる人材の育成を目指し、平成 27 年度に「学び合い、未来を切り拓く人材の育成」を理念とする宜野湾市教育振興基本計画、令和 2 年度には第二次宜野湾市教育振興基本計画を策定し、各施策の推進に取り組んでまいりました。

この間の成果や課題を踏まえながら中期的視点に立った本市の教育が目指すべき方向性と今後 5 年間に取り組む施策について示すため、第三次宜野湾市教育振興基本計画を策定することとしております。

次に、2 ページをお開きください。

2、計画の概要となります。

ここでは、計画の位置づけと計画期間を示しております。計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度の 5 年間となります。

次に、5 ページをお開きください。

5 ページから 38 ページまでは第 2 章となっております。

基礎的データ等の整理、分析や関連法と上位関連計画の整理、アンケート調査や団体ヒアリング等に基づいた本市の現状や課題を整理しております。

次に、39 ページをお開きください。

39 ページから 44 ページまでは第 3 章、計画の基本的な考え方、総論となります。

それでは、第 3 章の主立った変更点について説明いたします。

41 ページをお願いします。

41 ページの下です。基本目標 3、多様な教育的ニーズへの対応は、第三次計画から追加しております。追加理由として、上位計画である国の教育振興基本計画や本市の総合計画において、誰ひとり取り残さない教育の実現と社会構造の変化に伴う課題の複雑化へ適切に対応することを新たに掲げているため、本計画においても個別の支援を必要とする多様な教育的ニーズに対し、組織的かつきめ細やかに対応する体制を確立するため、本目標を設定いたしました。

44 ページには、施策体系が記載されておりますが、基本理念、基本方向、基本目標に向け 30 本の基本施策が掲げられております。

次に、45 ページをお願いします。

45 ページから 74 ページまでは第 4 章となっており、各基本目標にぶら下がる具体的な施策について示しております。基本施策については、桃色表紙の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

こちらでは、第二次計画と第三次計画の施策体系を示し、それぞれの推移、変更点等の比較を記載しております。今回の計画見直しで、令和4年度市長部局へ事務移管したナンバー28の基本施策1本の廃止のほか、右側のナンバー13の部活動の地域展開の推進の新規が1本、幾つかの施策同士の統合を行い、34本あった基本施策から30本の施策数となっております。

主立った変更点があった施策を説明いたします。

まず初めに、基本施策①幼児教育の充実についてです。

こちらは令和7年度から、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行が始まったことに伴い、施策全体に見直しが見られ、保幼小の連携、接続に重点を置いた施策へととなりました。

次に、基本施策④キャリア教育の充実について、第二次計画でのキャリア教育の推進から充実へとより進めた位置づけとし、また、第二次計画の基本施策⑥体験活動や読書活動の推進の体験活動を統合し、整理いたしました。

次に、基本施策⑤読書活動の充実については、先ほど触れました第二次計画の基本施策⑥の読書活動を独立させ、また、第二次計画の基本施策⑩学校図書館機能の充実を統合し、学校の活動の充実を整理いたしました。

次に、基本施策⑩特別支援教育の充実、基本施策⑪教育相談・支援体制の充実については、それぞれ第二次計画では基本目標の1、確かな学力の向上と基本目標2、豊かな心・健やかな体の育成に位置づけられておりましたが、第三次計画では新たに加わった基本目標3、多様な教育的ニーズへの対応へ位置づけ、多様化・複雑化する教育的ニーズにより個別最適な支援体制に重きを置いた見直しとなっております。

次に、基本施策⑫学校・家庭・地域の連携とコミュニティスクールの推進については、第二次計画の基本目標⑬子どもの居場所づくりの推進を統合し、放課後等の子どもたちの活動支援拠点づくりについて整理いたしました。

次に、基本施策⑬部活動の地域展開の推進については、先ほど申し上げましたが、新規施策となります。休日の中学校部活動の段階的な地域展開と地域の人材、機関との連携による指導体制についての取組を示しております。

次に、基本施策⑲多様な学びを支える環境の充実については、第二次計画で同じ施策に位置づけられていた市民図書館の取組を切り離し、第二次計画の基本施策⑳家庭教育支援の充実を統合いたしました。

次に、基本施策⑳読書活動の推進については、第二次計画の基本施策㉑多様な学びを支える環境づくりの推進から切り離された市民図書館を施策として独立させております。

次に、基本施策㉒市史の刊行と市史を活用した郷土学習の推進については、第二次計画の基本施策㉓歴史や文化を生かしたまちづくりの推進でぶら下がっていた市史の刊行の取組を統合し、整理いたしました。

基本施策についての説明は以上となります。

続けて、別冊、第三次宜野湾市教育振興基本計画（案）に戻っていただきまして、75 ページをお開きください。

75 ページから 76 ページまでは第 5 章となっております。

計画の推進に向けて、行政、学校、家庭、地域の役割や計画の実効性、周知方法について示しております。

最後に、77 ページから 112 ページまでは参考資料となっており、アンケート調査の概要や策定の経緯、策定委員会の名簿等を掲載しております。

以上が議案第 8 号 第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定についてのご説明となります。あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○伊波保勝 教育長 ありがとうございます。

本件に対する質疑を許します。質疑のある委員の方は挙手をお願いいたします。

親川委員。

○親川利恵 委員 1 番の幼児教育の充実のところですけども、保幼小接続連絡協議会は認可外の保育園も含まれていますか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ただいまのご質疑にお答えします。

この連絡協議会のほうには認可外保育園も含まれております。呼びかけを行いながら実施していくということを考えております。

○親川利恵 委員 認可外保育園の参加率はどうでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 今、参加率について確認はしてはないので、申し訳ないです。確認し、お答えします。

○伊波保勝 教育長 親川委員、よろしいですか。

○親川利恵 委員 はい。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ありませんか。

大川委員。

○大川 実 委員 今の幼児教育ですけども、認可外保育所も含まれますということですけども、本市にはたくさんあるのではと思うんですよね。たくさんあるんですが、やはり呼びかけするときにはある程度の規模、そういったものを参考にしながら。やはり課題のある保育園とかあると思うんですよね、小学校、幼稚園、関係のあるような。お兄ちゃん、お姉ちゃんがいてとかですね。そういったものについて学校の要望も聞きながら、ぜひ参加するようにと呼びかけてもいいんじゃないかなと思いました。これは意見です。

あと、質問ですけれども、幼児教育の充実で、公立認定こども園、それと公私連携のこども園がありますよね。この2つがあるんですが、そのほうの違いですね。なぜ公立と公私連携、分けたのかとか、あるいはそのメリット、デメリット、もしあれば教えていただきたいなと思います。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、公立の認定こども園は市が設置主体であるということ。市が直接運営を行う施設であるということです。公私連携のほうは、市が設置して、その運営を民間、法人に任せて教育と保育を一体的に行う施設となっております。

その公立のメリットとしては、教育の安定性、公平性というところがあるんですけれども、行政の方針を直接反映することができるということです。あと、連携がスムーズにできるということもあります。デメリットとしては、長時間利用や給食対応が厳しいというところがございます。

公私連携のメリットは、柔軟性や保育のニーズの対応、あと、そういった施設での法人さんの特徴的なカリキュラムなどを実施することができます。ただ、デメリットとしては、法人ごとの差が出やすいという、質のばらつきが生じる可能性があるというデメリットがございます。

以上です。

○伊波保勝 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 追加でなんですけれども、保育料は公立と公私連携の場合、変わらないですかね。

○新川健次 指導部長 保育料ですか、料金。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 公立と認可は同じ金額であるというふうに捉えております。

○伊波保勝 教育長 どうぞ。

○大川 実 委員 ちょっと私のほうで調べてみたんですけれども、那覇市のデータしか見つけていないのですが、那覇市の認定こども園とか、また未来園とかいう言葉を使ったりもしていますが、見てみると、対象がゼロ歳からとか、あるいは3歳からとか、4、5歳とか。4、5歳というのは今の現在の幼稚園のものと変わらないですが、こども園の対象年齢を改めてどうなっているのかをお聞かせ下さい。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 今回の公立認定こども園、また公私連携のほうは3歳以上の子を対象としております。

○大川 実 委員 公立も公私も一緒ね、3歳以上。分かりました。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 今回の件で、0、1、2歳児に対してはどんな形になっていますか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 0から2歳までは保育所のほうでの対応となります。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

○玉城健蔵 委員 実際は認定こども園も0歳児から受入れしないとイケないのではないかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部次長。

○津島美智子 指導部次長 お答えいたします。

認定こども園については、0・1・2歳の子を受け入れる場合、自園調理が基本、必要になってきますので、今回、公立幼稚園が認定こども園に移行する際に、その調理場の整備ができないということから、3歳以上ということになっております。ですので、今、実際に0・1・2歳の子を受け入れている認定こども園は、調理場を設けて対応できることになっている状況でございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

下地委員。

○下地美幸 委員 14番、夜間巡回指導について、学校、地域と連携、協力というふうにあるんですけども、今、夜間巡回教員の参加はあまりないというふうにお聞きしています。その辺で、夜間巡回の際に連携、協力というのはどのような体制で行われているのかというのをお聞きします。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ご質問にお答えします。

夜間街頭指導が令和5年に教育委員会のほうから依頼しまして、教員の参加のほうを控えさせていただくということをお願いしております。その夜間街頭指導の際に、気になる生徒、また声かけした子供たち、そういった子に対しては学校のほうに報告し、指導の協力依頼を行っております。

以上です。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 またあわせて、その地域との連携というところでは、中学校区ごとに連携協議会がありますので、そちらでも地域の自治会、また警察で生徒指導関係は一堂に会して月1回、協議会を行っていますので、その際に情報共有をしているところでございます。

○下地美幸 委員 ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 外国語教育についてのことですけれども、成果指標が小学校では正答率になっていますが、中学校では受験率になっている理由を教えてください。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ただいまのご質問にお答えします。

まず、教育課程特例校として、現在、A L Tの全学年配置、そして検定料補助などの支援を現在、宜野湾市のほうで行っております。小学校では5、6年生、全学年の児童英検を受験する体制を整えているため、平均的な習熟度を把握することが可能となっております。ですので、正答率のほうを指標としております。

一方で中学校のほうにおきましては、全員同じ英検を受けるということではなくて、生徒個々の目標に基づいて任意で英語検定を受験する形態を取っていることから、この英検受験率のほうを成果指標として位置づけております。

○伊波保勝 教育長 よろしいですか。

○玉城健蔵 委員 質問ではないですが、成果指標の中で中学校の英語が好きというのが58.1%、英語特区とうたっていて、英語スピーチコンテストもすばらしい発表で、すごいなと思いつながり取組も見ているんですが。ただ、英語が好きの58.1%というのはちょっと特区といっている割には少ないのかなと感じているので、何かしらまた取組、いろいろ考えられてもいいのかなとちょっと感じました。今のは意見・感想です。

以上です。

○伊波保勝 教育長 指導部長、何かありますか。

○新川健次 指導部長 ただいまご指摘のありました、年々、過去の例を見ると60、65という目標は設定してはいたのですけれども、実際、中学校のほうになると下がっています。小学校のほうでは基本的に会話、コミュニケーションが中心になっていて、中学校になると文法的なものが入ってくるので、その段階で得意な気持ちというのがちょっと薄れてくるのかなというところもありますので、現在A L Tを中心に、授業の改善をしながら生徒たちに興味、楽しんでできるような形での授業改善を行っておりますので、今、玉城委員からありましたように、低い数字になっているところをまたどう上げていくのかを検討しながら、英語特区として数字を上げていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

○玉城健蔵 委員 お願いします。

○伊波保勝 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 先ほど玉城委員からもありました、なぜ中学校は受験率になるのですかという質問と併せてなんです、もしそういうふうな市の方針ということであれば、どこかと何

か比べられないと、特区ですよ、ここは。なので、これは他市町村や、県の何か受験率と比べないと、これが適当なのかどうなのかというのがちょっとよく分からないので、やっぱりそこら辺、何かあればいいなど。ただ受験率だけじゃなくて、これが県と比べたら高いですということであれば、なるほどね、という理解になります。その辺があったらいいかなと思います。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ありがとうございます。

英検協会のほうにも、これまでに本市の力がどのぐらい他市町村と比べて力がついているかどうか確認したいので、比べる材料をいただきたいということをお願いしているのですが、個人情報、そういった情報が出せないということで、宜野湾市と例えば沖縄県、他市ということで、比較をしたいということをお願いは何度かしているのですが、なかなか今いただけない状況にあります。おっしゃっているように、宜野湾市の子供たちは、どこが優れていて、どこが課題であるかということはどうにか見えるような形で数値化してできるような形をまた今後も探っていきたいと思います。ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

玉城委員。

○玉城健蔵 委員 県が実施している校内支援教室事業というのがあるんですけども、この間の研修で出ていてですね、宜野湾市ではどのような形で取り組んでいるのかちょっと教えてください。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 では、ご質問にお答えします。

令和6年度より、沖縄県校内自立支援室事業の実施の委託を受けて、今、市内4中学校で実施をしております。現在、学校内にある空き教室を活用して、校内自立支援員を配置し、不登校生徒や登校できるが教室に入れない生徒等に対して、個々の状況に応じた学習支援や校内での安全確保、登校支援等を行い、不登校傾向のある生徒の登校復帰に向けて支援をしております。

○伊波保勝 教育長 玉城委員。

○玉城健蔵 委員 では実際に教室を使って、教室を設置してやっているということですか。分かりました。ありがとうございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑、大川委員。

○大川 実 委員 今のこの11番のところで、遊び、非行型の不登校についてのものがなかなか触れられないですけども、遊び、非行型の不登校も実際にはたくさんいると思うんです。そういった支援体制というのは一体どうなっているのかなというのをお聞きしたいなと思います。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 ご質問にお答えします。

遊び、非行型不登校生徒への対応の課題は、学習面や教室入室など、相談入室が難しいことが挙げられております。そのため警察から派遣されているスクールサポーターや生徒指導主任を中心とした職員が他機関と連携し、職場体験や校内ボランティア活動、居場所づくりを含めた支援を行っております。ある中学校のほうでは、地域と連携をして、その教室で地域から人材を派遣していただいて指導ということも行っております。また、担任を中心に保護者との連携、家庭訪問による関係づくりを現在行っております。

以上です。

○伊波保勝 教育長 大川委員。

○大川 実 委員 ということは、市としてはごろも学習センターになるかもしれませんが、教育委員会として、例えば心因性の不登校について、不登校ぎみの生徒についてはごろも学習センターのほうで若葉教室がありますけれども、非行についてのものは今のところないということでしょうか。

○伊波保勝 教育長 指導部長。

○新川健次 指導部長 そうですね。教室のほうというところかというと、この遊び、非行型の不登校というところへの対応というのは今現在ございませんが、実際、今、新しく行っている学習支援で、塾を活用して、その支援を行っているところがありますけれども、そののほうにも案内をかけたりにながら登校復帰に向けてサポートを行っているところでございます。

○伊波保勝 教育長 ほかにご質疑ございませんか。

それでは、いいでしょうか。よろしいですか。

○一同 質疑なし

○伊波保勝 教育長 それでは、質疑も尽きたようですので、質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ございませんので、質疑はこれにて終了いたします。

これより第三次宜野湾市教育振興基本計画の策定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

○一同 異議なし

○伊波保勝 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり可決されました。

これにて日程1、議案第8号を終了いたします。

○伊波保勝 教育長 本日の会議はこれにて閉会いたします。ご協力ありがとうございました。